

令和2年度

# 自衛隊一般幹部候補生採用要項



## 1 受付期間

第1回：令和2年3月1日(日)から6月12日(金)まで(締切日必着)※

第2回：令和2年5月29日(金)から7月31日(金)まで(締切日必着)

## 2 採用予定数等(参考 令和元年度)

区分		男子	女子
陸上自衛隊	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	約160名
		音楽要員(注)	若干名
	一般幹部候補生(院卒者試験)	一般要員(理・工学)	約20名
		一般要員(法学)	約5名
海上自衛隊	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	約45名
		飛行要員	約15名
	一般幹部候補生(院卒者試験)	一般要員(理・工学)	約10名
航空自衛隊	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	約50名 (男女の区分なく決定)
		飛行要員	
	一般幹部候補生(院卒者試験)	一般要員	約10名
		飛行要員	

令和2年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせいたします。必ずご確認ください。

注：音楽要員は、陸上自衛隊の大卒程度試験のみです。

区分		内容	
陸上	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	陸上自衛隊の音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるものです。
		音楽要員	陸上自衛隊の音楽領域(指揮)に配置されるものです。
海上	一般幹部候補生(院卒者試験)	一般要員	陸上自衛隊の音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるもので、このなかには技術要員を含みます。
航空	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	海上自衛隊の医師関係を除く全職域に配置されるものです。
		飛行要員	海上自衛隊において航空機操縦職域等に配置されるものです。
航空	一般幹部候補生(院卒者試験)	一般要員	海上自衛隊において専門技術を生かし、技術関係職域に配置されるものです。
	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	航空自衛隊の航空機操縦職域、音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるものです。
		飛行要員	航空自衛隊において航空機操縦職域等に配置されるものです。
	一般幹部候補生(院卒者試験)	一般要員	航空自衛隊の航空機操縦職域、音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるものです。
		飛行要員	航空自衛隊において航空機操縦職域等に配置されるものです。

飛行要員については、航空機操縦職種以外の職種に配置されることもあります。

## 3 応募資格

### (1) 大卒程度試験

令和3年4月1日現在、次の各号のいずれかに該当する者

- ア 22歳以上26歳未満の者(学校教育法に基づく大学院の修士課程若しくは専門職大学院の課程を修了した者又はこれに相当すると認められる者(令和3年3月学位取得見込みを含む。以下「修士課程修了者等」という。)にあっては、28歳未満の者)
- イ 20歳以上22歳未満で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者(令和3年3月卒業見込みの者を含む。)又は外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当すると認められる者
- ウ 現に自衛官(合格発表の日に自衛官に任官している見込みの自衛官候補生を含む。)である者については、22歳以上28歳未満(ただし、イに該当する者にあっては20歳以上28歳未満)の者

### (2) 院卒者試験

令和3年4月1日現在、修士課程修了者等で、20歳以上28歳未満の者(注)

注： 6年制の学部(医学部、歯学部、薬学部(4年制課程を除く。)、獣医学部)の修了者及びこれらの課程いずれかの修了見込みの者は、修士課程修了者等と同等の資格があると認める者として、院卒者試験を受験することができます。

### (3) 大卒程度試験及び院卒者試験は、併願が可能です。

- (4) この試験を受けられない者
- ア 日本国籍を有しない者
- イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験

##### (1) 第1次試験

ア 試験期日

**第1回：令和2年6月20日(土) 筆記試験 令和2年6月21日(日) 筆記式操縦適性検査(飛行要員希望者のみ)**  
**第2回：令和2年8月8日(土) 筆記試験 令和2年8月9日(日) 筆記式操縦適性検査(飛行要員希望者のみ)**

イ 試験場

各都道府県ごとに実施します(試験場、受験番号等は別途各人に通知します。)。

ウ 試験種目

ア 筆記試験

区 分	形 式	内 容	摘 要
共 通	一般教養	第Ⅰ分野(人文科学、社会科学、自然科学及び英語) 第Ⅱ分野(文章理解、数的推理、判断推理及び資料解釈)	大学教養課程 修了程度
		人文科学、社会科学、理・工学のうちから1科目選択(注3) ただし、音楽要員希望者は音楽科目を受験	
大卒程度試験	専 門	心理、教育、英語、行政、法律、経済、国際関係、社会、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械(造船を含む。)、土木、建築、航空工学、海洋・航海のうちから1科目選択 ただし、音楽要員希望者は音楽科目を受験	大学専門課程 修了程度
		理・工学 数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械(造船を含む。)、土木、建築、航空工学及び海洋・航海のうちから1科目選択 法学 行政、法律、国際関係のうちから1科目選択	
院卒者試験 (注3)			

注1：院卒者試験と大卒程度試験の併願者については、共通科目に加え、双方の専門(記述式)試験を受験していただきます。

注2：専門(記述式)の採点は、第1次試験合格者について行い、第2次試験の結果とあわせて最終合格の決定に用います。

注3：院卒者試験受験者のうち海上自衛隊希望者は、専門(択一式)の「人文科学」「社会科学」及び専門(記述式)の「法学」は選択できません。

(イ) 筆記式操縦適性検査(飛行要員希望者のみ)。

エ 第1次試験合格者発表

**第1回は、令和2年7月13日(月)、第2回は、令和2年9月2日(水)**に自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、本人宛に通知します。この通知には第2次試験日及び試験場を指定しております。

なお、不合格者には通知しません。

##### (2) 第2次試験

第1次試験合格者のみ行います。

ア 試験期日

**第1回：令和2年7月21日(火)～7月27日(月)のうち指定する日**

**第2回：令和2年9月10日(木)～9月14日(月)のうち指定する日**

イ 試験場

陸上・海上・航空自衛隊別に全国の主要都市で実施します(細部は、別途各人に通知します。)

なお、音楽要員希望者の試験は東京都内で実施します。

ウ 試験種目

ア 小論文

イ 口述試験

ウ 身体検査(ただし、飛行要員希望者のみ航空身体検査を実施)

エ 音楽適性検査(聴音・視唱・ピアノ・指揮検査。音楽要員希望者のみ。)

エ 第2次試験合格者発表(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ発表します。)

**第1回の海上自衛隊は8月10日(月)、航空自衛隊は8月14日(金)、第2回の海上自衛隊は9月28日(月)、**

**航空自衛隊は10月2日(金)**に自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、本人宛に通知します。この通知には第

3次試験日及び試験場を指定しております。

なお、不合格者には通知しません。

海上・航空自衛隊の飛行要員以外の区分は、第2次試験合格者発表を行わず「**6 合格者の発表**」にて最終合格者の発表及び合格通知書の送付を行います。

オ 主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	一般幹部候補生(飛行要員を除く。)	一般幹部候補生(飛行要員) (注3)
身長	男子は150cm、女子は140cm以上のもの	158cm以上190cm以下のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注4)	
胸囲		身長と均衡を保っているもの (注4)
肺活量		男子は3,000cc、女子は2,400cc以上のもの
視力	両側とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が0.8以上であるもの	両側とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上(ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあっては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの)、中距離裸眼視力又は矯正視力が0.2以上、近距離裸眼視力又は矯正視力が1.0以上で、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないこと(注5)。
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	正常なもの
聽力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注2)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴がないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癓着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注6)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴がないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癓着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注6)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。

注2：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注3：海上自衛隊飛行要員については、航空身体検査の一部を第3次試験で実施します。

注4：「身長と均衡を保っているもの」の基準については5ページの合格基準表のとおり

注5：矯正視力で受検する方は遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)で測定しますので、矯正眼鏡を必ず持参してください。中距離視力の測定は、近距離視力表を用い眼前80cmにおいて片眼ずつ検査します。

注6：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

(3) 第3次試験(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ。)

第2次試験合格者のみ行います。

ア 試験期間等

区分	試験期間	備考
海上自衛隊	第1回：8月17日(月)～21日(金)のうち指定する日 第2回：10月5日(月)～9日(金)のうち指定する日	
航空自衛隊	第1回：8月22日(土)～9月3日(木)のうち指定する日 第2回：10月24日(土)～10月29日(木)のうち指定する日 いずれかの期間を指定します。	天候等やむを得ない理由により、試験期間を延長又は左記以外に再設定する場合があります。 ただし、受験者の体調不良等、自己都合による検査期間の延長は認められません。 注：状況により実施しない場合があります。

イ 試験場

区分	試験場
海上自衛隊	自衛隊大湊病院(青森県むつ市大湊町14-47)
	同 横須賀病院(神奈川県横須賀市田浦港町1776-1)
	同 舞鶴病院(京都府舞鶴市大字泉源寺小字知中1537-1)
	同 吳病院(広島県呉市昭和町6-34)
	同 佐世保病院(長崎県佐世保市平瀬町18)
航空自衛隊	静浜基地(静岡県焼津市上小杉1602)
	防府北基地(山口県防府市田島無番地)

ウ 試験種目

区分	種目
海上自衛隊	航空身体検査(一部)
航空自衛隊	1 操縦適性検査(注1)(注2) 実際に航空機(複座機)に搭乗して行う飛行適性の検査及び面接検査を行います。 2 医学適性検査(注3)

注1：第2次試験における航空身体検査を矯正視力で受検した方は、第3次試験においても必ず矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)を持参してください。また、矯正視力(眼鏡未保有)で受検した方についても遠距離視力1.0以上の基準を満たす眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)の持参を推奨します。

注2：2018年度以降の航空自衛隊航空学生及び一般幹部候補生において、「搭乗して行う飛行適性の検査」を受験された方は、当該検査は省略されます。

注3：医学適性検査では、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないことを確認するため、角膜の形状に関する検査を実施します。

## 5 受験手続

### (1) 受験手続の方法

次のいづれかの方法で受験手続をしてください。

インターネットによる方法	郵送又は持参による方法												
<p>自衛官募集ホームページ (<a href="https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/">https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/</a>)</p> <p>からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。</p> <p>応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせください。</p> <p>注1：インターネット応募に当たっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。</p> <p>注2：受験票発行通知メールを受領後に、受験票をダウンロードして印刷してください。</p>	<p>(1) 志願書類の請求</p> <p>志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。</p> <p>その際、「一般幹部候生志願書類」の請求であることを明記してください。</p> <p>自衛官募集ホームページ(<a href="https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/">https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/</a>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。</p> <p>(2) 提出書類及び提出先</p> <p>志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>必要数</th></tr></thead><tbody><tr><td>志願票</td><td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注3)。(脱帽、上半身、正面像、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)</td><td>1部</td></tr><tr><td>自衛隊受験票</td><td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td><td>1部</td></tr><tr><td>返信用封筒</td><td>宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注4)。</td><td>1部</td></tr></tbody></table> <p>注3：写真は志願票及び自衛官受験票用で2枚必要になります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。</p> <p>注4：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になんでも受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。</p> <p>(3) 志願に関する注意事項</p> <p>ア 志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。 また、受理後は、志願事項の変更は認めません。</p> <p>イ 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。</p>	項目	内容	必要数	志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注3)。(脱帽、上半身、正面像、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部	自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部	返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注4)。	1部
項目	内容	必要数											
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注3)。(脱帽、上半身、正面像、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部											
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部											
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注4)。	1部											

### (2) 提出書類及び提出先

大卒程度試験の第2次試験受験者のうち令和3年4月1日現在、自衛官を除く26歳以上28歳未満の者及び院卒者試験の第2次試験受験者は、大学院修士課程等の修了(見込)証明書又は学位記(写し可)を令和2年7月10日(金)までに下記へ提出してください(注)。

区分	提出先		
	郵便番号	所在地	部署
陸上自衛隊希望者	162-8802	東京都新宿区市谷本村町5-1	陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課
海上自衛隊希望者	162-8803		海上幕僚監部人事教育部人事計画課
航空自衛隊希望者	162-8804	■ 03-3268-3111(代表)	航空幕僚監部人事教育部人事計画課

注：提出いただく修了(見込)証明書又は学位記(写し可)は返却いたしません。

## 6 合格者の発表

**第1回は令和2年9月頃、第2回は11月頃を予定していますが、決定次第お知らせします。**

最終合格者については、自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、自衛官募集ホームページに掲載します。また、合格通知書を本人宛に送付します。

合格通知書は送付事情などのため、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ掲示場所等で確認してください。

合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。なお、不合格者には通知しません。

## 7 合格者の取扱い

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、意向調査を実施します。採用に応諾した者は、採用予定者となります。

## 8 入隊

(1) 採用予定者は、令和3年3月下旬から4月上旬、それぞれ次の学校に約1年間入校する予定です。細部日時については、採用予定者に対し書類の送付をもってお知らせいたします。

区分	名称	所在地
陸上自衛隊幹部候補生	陸上自衛隊幹部候補生学校	福岡県久留米市高良内町2728
海上自衛隊幹部候補生	海上自衛隊幹部候補生学校	広島県江田島市江田島町国有無番地
航空自衛隊幹部候補生	航空自衛隊幹部候補生学校	奈良県奈良市法華寺町1578

(2) 入校時に再度身体検査を行いますが、この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。また、併せて薬物使用検査を実施します。

(3) 次のいづれかに該当することとなった場合は、採用されません。

ア 大卒程度試験合格者のうち、令和3年4月1日現在、20歳以上22歳未満の者で、大学を卒業していない場合

イ 大卒程度試験合格者(自衛官を除く。)のうち、令和3年4月1日現在、26歳以上28歳未満の者で修士課程を修了していない場合

ウ 院卒者試験合格者のうち、令和3年4月1日現在、修士課程を修了していない場合

(4) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

## 9 採用後の処遇

### (1) 任官後の階級

ア 大卒程度試験合格者：3等陸・海・空尉

イ 院卒者試験合格者：2等陸・海・空尉

### (2) 初任給の月額(令和2年1月1日現在)(注)

ア 大卒程度試験合格者

(ア) 修士課程修了者等以外：226,500円

(イ) 修士課程修了者等：243,500円

イ 院卒者試験合格者：247,500円

注：採用時の給与は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、初任給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。

## 10 その他

### (1) 住所等を変更した場合

志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ書面で連絡してください。

● 第2次試験終了前に変更した場合 …… 志願書類を提出した自衛隊地方協力本部

● 第2次試験終了後に変更した場合 …… 上記5受験手続(2)の提出先

### (2) 受験のための旅費は、各自の負担になります。

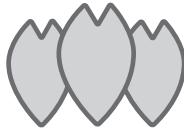
### (3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。



●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在 地	電話番号	U R L
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a>
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3315	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/niigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niigata/</a>
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a>
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F	06(6942)0543	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>
奈良	630-8301	奈良市高畠町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a>
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a>
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a>
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>
高知	780-0061	高知市栄町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a>
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ >  
<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>



平和を、仕事にする。

陸海空自衛官募集



< 募集コールセンター >  
 守ろうみんなの国 0120-063792  
 (年中無休受付時間12:00~20:00)  
[jieikanbosyu@bellwell.com](mailto:jieikanbosyu@bellwell.com)

● お問い合わせは、下記自衛隊地方協力本部へ。